

令和4年3月17日成田市条例第6号

成田市スポーツ推進審議会設置条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定により、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、成田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、スポーツ主管課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「建築審査会」を「建築審査会
スポーツ推進審議会」に改める。

(成田市生涯学習推進協議会設置条例の一部改正)

3 成田市生涯学習推進協議会設置条例（平成13年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条第1項中「20人」を「10人」に改め、同条第2項中「，生涯学習及び生涯スポーツの振興に関し」を削る。

第7条を削る。

第8条中「，生涯スポーツ主管課及び文化振興主管課」を削り、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。